

児童扶養手当受給資格者は一部支給停止適用除外事由届出書の手続きを忘れずに!

児童扶養手当では、児童扶養手当法第13条の3により、手当の受給開始から5年を経過する、または3歳未満の児童を養育している場合、児童の3歳到達から5年を経過するなどの理由により、手当額の一部が支給停止されることとなっております。

しかし、就労・求職活動などの自立に向けての活動をしている場合や一定の障がいに関連する場合、負傷・疾病などの理由で就労ができない場合などは申請をすれば手当が一部停止される対象から除外されます。

一部支給停止が適用される対象者には事前に案内を送付していますので、8月の現況届提出時に併せて手続きをしてください。

問 子ども課 ☎32-5078

ひきこもり・発達障害支援 個別相談会のお知らせ

ひきこもりや発達障害についてどうしたらいいかと悩まれていますか?

相談員がお話を聞き、本人のひとり立ちに向けたステップを踏めるよう一緒に考えます。

オンラインによる
相談も可能です!

対 象：町内在住の成人期のひきこもり・発達障害などの状態にある本人およびその家族

日 時：7月12日(火)、8月30日(火) ※以降今年度月1回ずつ実施予定

場 所：町中央公民館第1会議室

相談員：西濃圏域発達障がい支援センター地域支援マネージャー など

申 込：電話もしくは町ホームページ問い合わせフォームでの事前予約制

※町ホームページから申し込む場合は、メールアドレスを送付してください。



町ホームページ

※日時、場所については変更する場合があります。

問 健康福祉課 ☎32-1105

里親を知る会(個別相談会)の開催について

県では、生みの親の事故や病気、離婚などにより家庭で暮らせなくなった子どもたちを児童福祉法に基づき、親に代わって養育する里親を募集しています。

里親登録について関心がある人を対象とした個別相談会を開催しますので、参加を希望する場合は、西濃子ども相談センターにてご予約をお願いします。

開催日 7月27日(水)、8月24日(水)、9月28日(水)

時 間 13時～16時まで(1世帯30分程度)

場 所 西濃子ども相談センター

問 西濃子ども相談センター ☎78-4838
子ども課 ☎32-5078

養老スマイルカードの「満点カード利用店」についてお知らせ

養老スマイルカードは加盟店で買い物するとポイントが貯まるカードです。カードがゲンちゃんでいっぱいになると利用店でさまざまな活用ができます。利用店では、加盟店とは別に、ゲンちゃんがいっぱいになった「満点カード」が代金の支払い(500円相当)に使えます。

満点カード利用店と加盟店の違い

- ①満点カード利用店で買物をしてもポイントはつきません。ポイントがつくのは加盟店のみです。ご注意ください。
- ②満点カード利用店では、ゴミ袋の交換、養老鉄道クーポン券の交換は行っておりません。
- ③スマイルカードについてのご質問は、下記連絡先にお問い合わせください。

加盟店・満点カード利用店については、養老町商工会ホームページをご覧ください。

カード振興会では、利用店を募集しています。

満点カード利用店としてご登録いただける事業所様は、下記連絡先にお問い合わせください。

問 養老カード振興会(養老町商工会内) ☎32-0549

